

申 請

平成 23 年 1 2 月 2 日

原子力災害対策本部長

内閣総理大臣 野田佳彦 様

栃木県知事 福 田 富 一

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に基づく平成 23 年 1 2 月 2 日付指示について、下記の通り申請する。

記

別紙「出荷・検査方針」に基づき、放射性物質に関する栃木県の検査を受け暫定規制値以下となった那珂川町イノシシ肉加工施設が出荷するイノシシ肉について、出荷制限を解除すること。

(別紙)

## 出荷・検査方針

### 1 イノシシ肉の放射性物質検査

- (1) 食肉加工を目的として那珂川町イノシシ肉加工施設（以下、加工施設）が受け入れたイノシシの肉については、栃木県塩谷南那須農業振興事務所（以下、県事務所）が全頭につき放射性物質についてのスクリーニング検査を行うこととする。
- (2) (1) の検査において、その放射性セシウムの検査結果が200Bq/kg以下の場合、検査したイノシシの肉は出荷しても差し支えないものとする。
- (3) (1) の検査において、その放射性セシウムの検査結果が200Bq/kgを超過した場合、県事務所は栃木県農業試験場又は栃木県が指定する外部機関に委託し、放射性物質についての精密検査を行う。
- (4) (3) において、その放射性セシウムの検査結果が500Bq/kg以下の場合、検査したイノシシの肉は出荷しても差し支えないものとする。
- (5) (3) において、その放射性セシウムの検査結果が500Bq/kgを超過した場合は、加工施設において廃棄するものとする。

### 2 加工施設におけるイノシシ個体の受入計画

- (1) 受け入れるイノシシ個体は、生きたまま捕獲されていて、止め刺し後に現地で引き渡しを受けたものとする。
- (2) 那珂川町は、イノシシ個体を受け入れるに当たって、個体番号を付し、捕獲日、捕獲場所、体重、性別、検査結果等を記録したイノシシ管理台帳を作成する。
- (3) 那珂川町は、イノシシ管理台帳を随時、県事務所に提出し、両者で情報を共有することで、適切なイノシシ肉の管理を行う。
- (4) 捕獲したイノシシの効率的なスクリーニング検査を行うため、那珂川町は県事務所と協議の上、月ごとに受入計画を作成すること。

### 3 加工施設における管理等

#### (1) イノシシ個体の受入及び確認

イノシシ捕獲の連絡を受け、これを受け入れる場合は、那珂川町職員が現地に出向いたうえで、狩猟者等の止め刺しのもと、血抜きをし、保冷車で加工施設に運び込む。

#### (2) イノシシ肉の保管・管理

①受け入れたイノシシ個体は識別のための個体番号を付け、保冷庫で保存する。

②検査の試料採取、県事務所の試験施設への持ち込みは、那珂川町職員が行う。

③イノシシ肉は、検査結果が判明するまで、加工施設で保管・管理を行う。

④イノシシ肉の検査結果において、検査結果が暫定規制値以下である場合は、食用として加工施設から出荷することができる。また、暫定規制値を超過したことが判明した場合は、県事務所職員及び那珂川町職員が個体番号等を基に検査結果と現物を照合し、確実に廃棄したことを確認することとする。

#### (3) イノシシ肉の出荷計画

イノシシ肉を出荷するに当たり、那珂川町はすべてのイノシシ肉について個体番号及び出荷先を管理し、これを記した出荷台帳を作成する。また、出荷品の包装パッケージ等に、個体番号及び放射性物質が暫定規制値以下である旨の表示を行う。

#### (4) 検査結果通知書の発行

上記に従って放射性物質の検査を実施したイノシシ肉については、栃木県が「イノシシ肉の放射性物質検査結果通知書」を発行する。

### 4 情報の提供

栃木県及び那珂川町は、消費者・流通業者等に対して適時・的確に検査結果などの情報を提供するとともに、既に加工施設が出荷し流通しているイノシシ肉は、食品衛生法上問題のないものであることを周知する。